|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

（宛先）大田区保健所長

誓 約 書

|  |  |
| --- | --- |
| 営業者住所 |  |
| ※法人にあっては、所在地 |
| 営業者氏名 |  |
| ※法人にあっては、その名称及び代表者氏名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設所在地 |  |
| 営業所の名称 |  |

 頭書施設の営業許可申請・営業届出に際し、食品衛生法施行規則第66条の２に規定する食品衛生責任者を設置しておりませんので、

（１）食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者

（２）調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者

（３）都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

のいずれかに該当する食品衛生責任者を３ヶ月以内に設置し、速やかに大田区保健所長に報告することを誓約します。 万一誓約に違反した場合は、どのような処分を受けましても異存ありません。